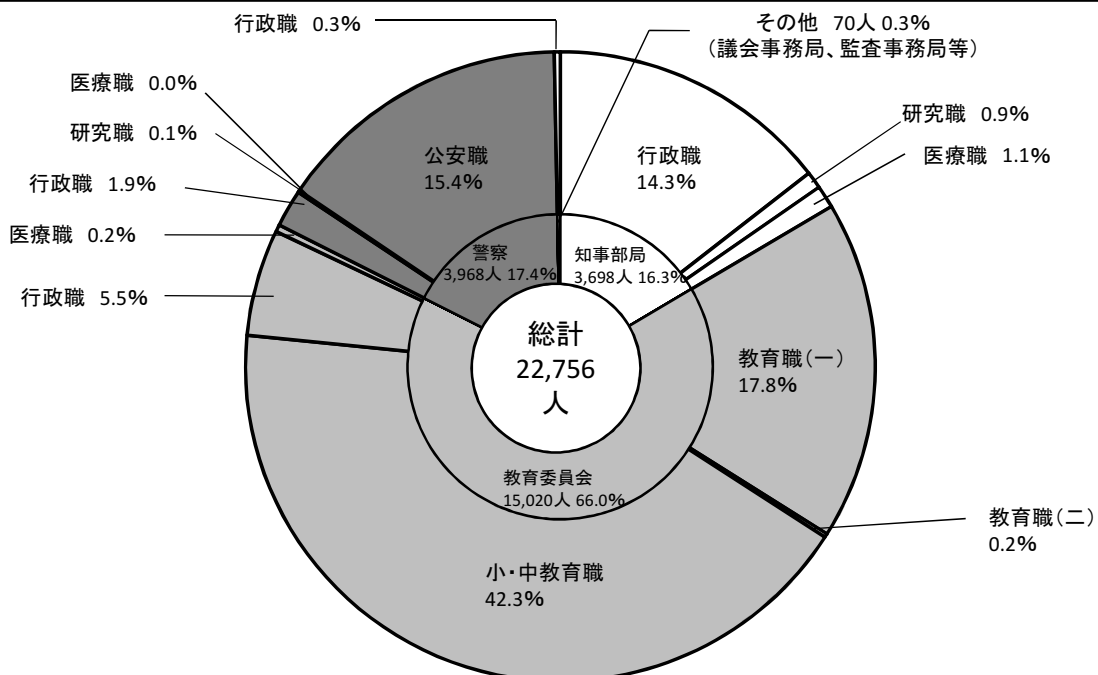


# —給与勧告制度の仕組み—

平成26年10月  
岡山県人事委員会

## 給与勧告の対象職員

人事委員会の給与勧告の対象となる職員は、給与条例の適用を受ける職員22,756人です。  
(平成26年4月1日現在)



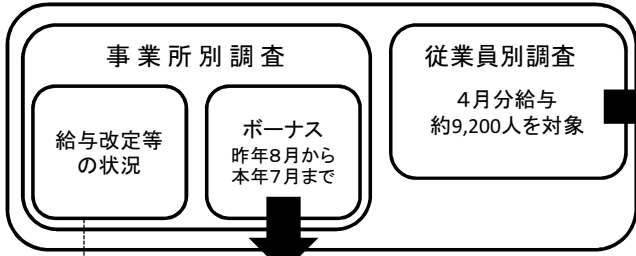
# 人事委員会勧告までの手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

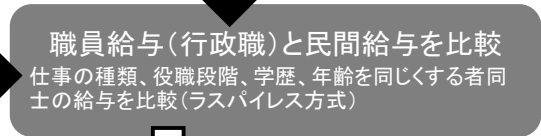
## 民間給与実態調査

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上  
【県内270事業所抽出】

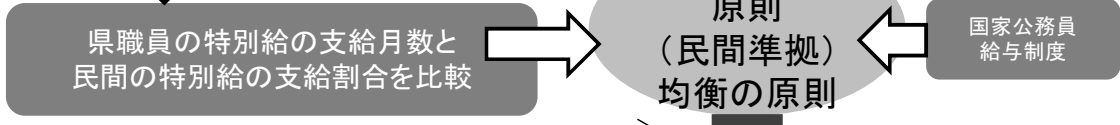


## 職員給与実態調査

4月分個人別給与【対象人数:22,756人】



情勢適応の原則  
(民間準拠)  
均衡の原則



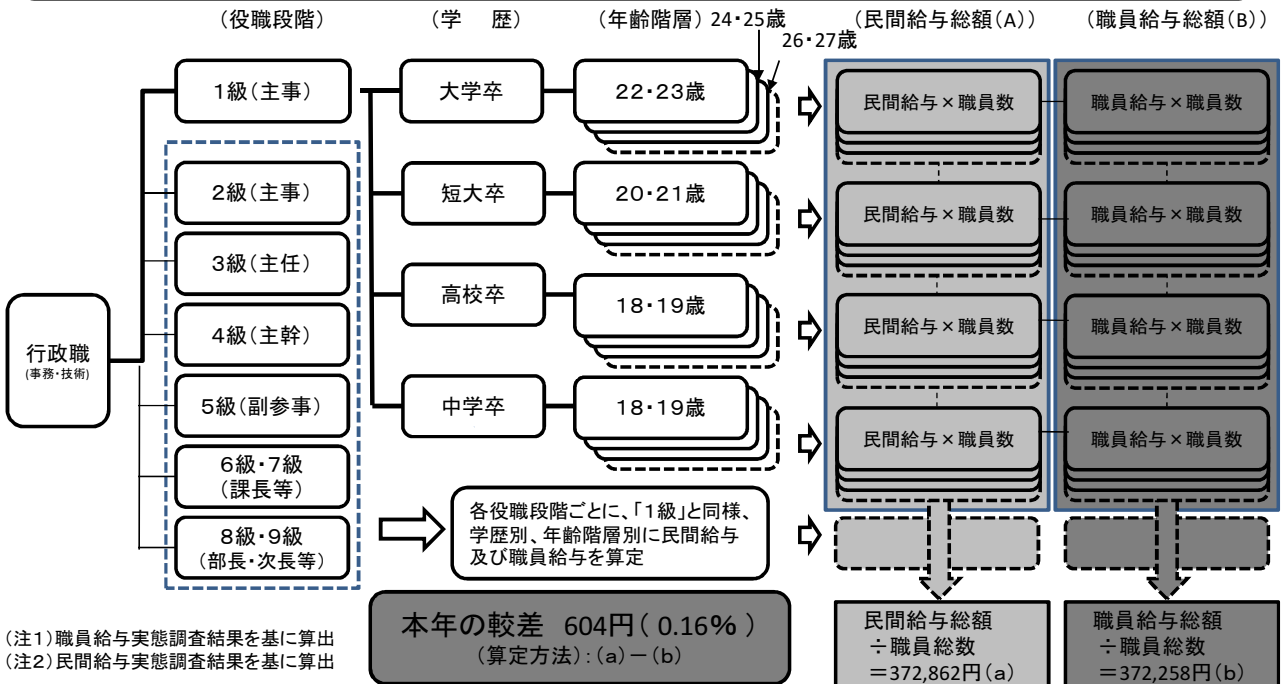
給料表・手当の改定内容を決定

人事委員会勧告

## 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支給されている給与額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注1) 職員給与実態調査結果を基に算出  
(注2) 民間給与実態調査結果を基に算出

## 本年の給与改定

### 1 月例給

- ・改定率 0.16% 改定額 599円
- ・世代間の給与配分の見直しの観点から若年層へ重点的に配分
- ・初任給引上げ(行政職 大卒 184,000円→185,500円、高卒 147,100円→148,600円)

### 2 期末手当・勤勉手当

- ・年間の支給割合を0.15月分引上げ(3.95月分→4.10月分)
- ・勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

### 3 初任給調整手当

- ・医師に係る初任給調整手当について医師の処遇確保の観点から改定

### 4 通勤手当

- ・交通用具使用者に係る通勤手当について職員の通勤実態や人事院勧告等を考慮して改定

### 5 寒冷地手当

- ・新たな気象データに基づく支給地域の見直し

### 6 実施時期

- ・平成26年 4月1日:月例給、初任給調整手当及び通勤手当
- ・平成26年12月1日:期末手当・勤勉手当
- ・平成27年 4月1日:寒冷地手当

## 給与制度の総合的見直し

50歳台後半層における地域民間給与との水準の差や雇用と年金の接続を図るという重要な課題がある中、全体的な世代間の給与配分の検討等を行い、給料表の構造や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しに取り組みます。

### 1 新たな給料表

- ・人材確保の観点から1級の全号給及び2級の初号付近については改定を行わず、公民の給与差を考慮して50歳台後半層では最大で4%程度の引下げ(平均1.7%の引下げ)
- ・40歳台や50歳台前半層の勤務実績に応じた昇給機会の確保の観点から号給を増設

### 2 諸手当

- ① 地域手当  
級地区分、支給割合や支給地域等の見直し
- ② 単身赴任手当  
基礎額及び加算額について引上げ
- ③ 管理職員特別勤務手当  
災害の対処等による平日深夜の勤務を支給対象に追加

### 3 昇給・昇格制度

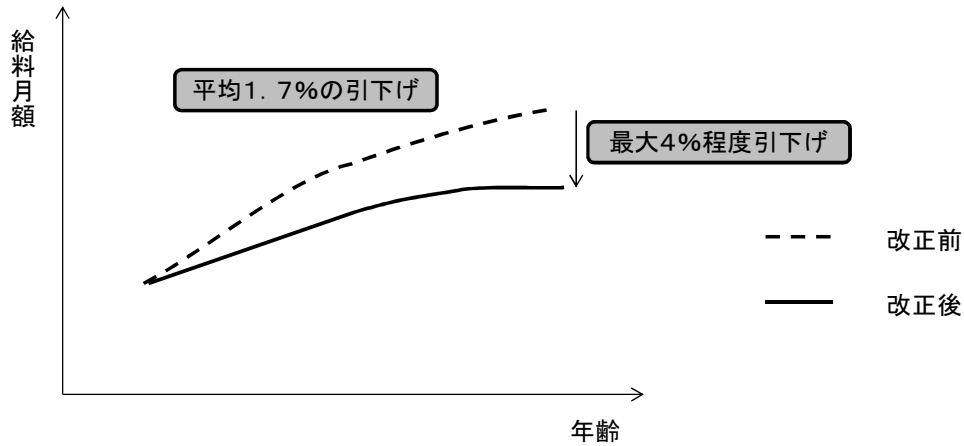
- ① 昇給制度  
55歳を超える職員については、標準以下の勤務成績では昇給停止
- ② 昇格制度  
給料表の高位の号給から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減

### 4 実施時期及び経過措置

- ・平成27年4月1日  
ただし、地域手当及び単身赴任手当については平成30年3月31日までの間に段階的に実施
- ・激変緩和措置として3年間の現給保障を実施

## 新たな給料表

人材確保の観点から1級の全号給及び2級の初号付近については改定を行わず、公民の給与差を考慮して50歳台後半層では最大で4%程度引下げます。(平均1.7%の引下げ)

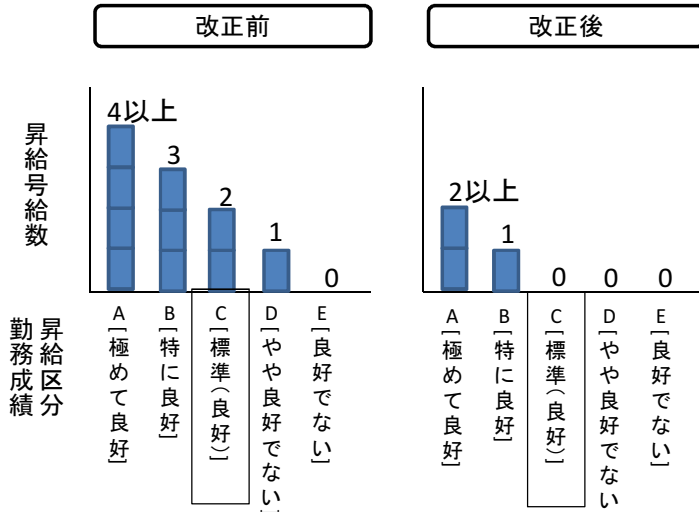


※ 40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から号給を増設

## 昇給・昇格制度

55歳を超える職員については、標準以下の勤務成績では昇給を停止します。給料表の高位の号給から昇格した場合の給料月額増加額を縮減します。

### 昇給制度の改正



### 昇格制度の改正

